個人情報ファイル簿

	した しゅう は 人 情 報 ファイル 簿 は
個人情報ファイルの名称	農地台帳
個人情報ファイルが利用	
に供される事務をつかさ	大津市農業委員会
どる組織の名称	
個人情報ファイルの利用	
目的	所掌事務を的確に行うため
д ну	・農地の所有者の氏名又は名称及び住所
	・農地の所在、地番、地目及び面積
	・農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその
	他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、こ
	れらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は
	名称及び住所並びに借賃等(第四十一条第二項において読み替えて準用す
	る第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。)の額
	・その他農林水産省令で定める事項
	くその他農林水産省令で定める事項
	・その農地の耕作者の氏名又は名称及びその者の整理番号
	・その農地に使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目
	もこの展地に使用負債による権利、負債権又はこの他の使用及の収益を自 的とする権利が設定されている場合にあつては、当該権利が次のいずれに
	的とする権利が設定されている場合にあっては、当該権利が扱めいすれた 該当するかの別
	①法第三条第一項の許可を受けて設定又は移転されたもの
	②農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公生がよった期間が利用生活が促進計画の完めていることによるで記念力は
	告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定又は
	移転されたもの
	③特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の
	承認に係る特定農地貸付けによつて設定又は移転されたもの
	④①から③までに掲げるもの以外のもの スの豊かな気えなけませるもの以外のもの
	・その農地に係る遊休農地に関する措置(法第四章に定める措置をいう。)
<i>⇒</i> 1 /2 -7-5 11	の実施状況
記録項目	・その農地の所有者が当該農地について法第三条第一項本文に掲げる権利
	を設定し、又は移転する意思がある旨の表明があった場合にあっては、そ
	の旨(その旨を法第五十二条の三第一項の規定により公表することについ
	て当該所有者の同意がある場合に限る。)
	・その農地が次に掲げる地域又は区域内にある場合にあつては、その旨
	①農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定され
	た農業振興地域
	②農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用
	地区域
	③都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域
	④市街化区域
	⑤都市計画法第七条第一項の規定により定められた市街化調整区域
	⑥地域計画の区域
	・その農地が租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十条の四
	第一項本文又は第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けているかどう
	かの別
	・その農地について農地中間管理機構が農地中間管理権又は経営受託権
	(農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第三項第三号ロに規定する
	経営受託権をいう。以下この号において同じ。)を有する場合には、その
	旨及び当該農地についての賃借権若しくは使用貸借による権利又は経営受
	託権の設定又は移転の状況
	・その他必要な事項

①所有者及び耕作者の続柄、性別及び生年月日

	②所有者及び耕作者の世帯員、世帯員の続柄、性別及び生年月日
	(平二六農水令二四・追加、令四農水令六六・一部改正)
記録範囲	農地及び農地の所有者
	・農地法の規定に基づく固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合
記録情報の収集方法	・農地法の規定に基づく申請
	・農地法の規定に基づく調査
要配慮個人情報が含まれ	A++1)
るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組	(名称) 大津市政策調整部市政情報課
織の名称及び所在地	(所在地) 大津市御陵町3番1号
訂正及び利用停止に関す	
る他の法令の規定による	_
特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号
	個人情報の保護に関する法律施行令
	(平成15年政令第507号)第21 □ 法第60条第2項第2号
	条第7項に該当する個人情報ファイル
	□ 有 ☑ 無
備考	